

矯正教育実践の比較研究

—カリフォルニア・ティーンコートと日本・少年院での参与観察から—

古賀正義（中央大学）

1. 少年法廷・ティーンコートの特質

(1) 社会的処遇としてのティーンコート

日本ではあまり知られていないが、アメリカの大部分の州が軽度の非行を犯した少年のために、同世代の青少年が非行少年を裁く少年法廷・ティーンコート (Teen Court=TC) を開いている。

この裁判は、法的拘束力 (原則、「有罪」) を持ち、ここで課された処遇内容に従って、少年は社会奉仕活動や反省文の提出、各種セミナーの受講、本裁判の傍聴などを行うことになり、それらが達成されると非行歴が警察記録から抹消されるシステムになっている。その非行内容は、級友の iPod を盗んだとか友達と飲酒をしたなど罪状が比較的軽く、初犯で、十分な立ち直りの可能性がある事例に限定される。

法学用語でいえば、州法で規定されたダイバジョン (diversion) すなわち刑事手続を回避して事件処理を行う保護処分 (社会内処遇) の一種であるということができる。非行少年と保護者は、処罰は重くなるが履歴の消えるこの法廷を選ぶか、その反対となる一般の少年裁判所を選ぶか、選択することができる。司法的取引でもある。

TC は、1980 年代、少年犯罪に対する厳罰主義強化への反省から、更生につながる「教育的処遇」が求められたことに呼応してテキサス州で初めて試みられ、全米に広がった。米国都市研究所のブツ、J.A らによる全米 ETC 調査(2002)によれば、TC 参加者は非参加者に比べて、半年間の追跡調査で非行行為をする確率が有意に低く、非行抑止の効果が高かったとされている。

(2) 「自治的な能力」の育成と法関連教育

TC の特徴の一つは、青少年自らが裁判の運営全般に携わっていることである。検事、弁護士、書記、そして陪審員、時に判事に至るまで、裁判で罰則を科された者 (義務遂行少年) や法律家を目指すあるいは処遇経験があるなど司法の現場学習を志す者 (ボランティア少年) が実際の役割を担い、実践している。

数か月に一度、専門の弁護士などが参加するワークショップが開催され、裁判のプロセスや弁論の仕方などを参加型で実践的に学習する。訴訟大国といわれる米国では生徒の裁判への関心も高く、

また授業の単位となる場合も多いので、継続的に運営グループに登録・参加している者が多数いる。いわば法関連教育の一種といえる。

ローカル・コーディネーターが裁判システム全体の管理を行い、裁判事例の選定や日程・会合の設定などは行うが、基本的に告訴や弁護のための証拠調べ、法廷での証人の選定、審問の内容など、裁判の中味自体は生徒自身が「自治的」に構成している。また、陪審員も各高校から選抜され、傍聴には義務遂行少年も多数参加して、裁判の現場を通してプラグマティックに学習することが奨励される。ただし法廷では、宣誓によって、参加者に対し、裁判に関わる人の固有名詞についての守秘義務が課されている。

(3) 市民性の回復と「修復的司法」

TC のもう一つの特徴は、「修復的司法」の考え方が貫かれている点である。非行少年は、まずもって直接の被害者、さらに帰属するコミュニティ全体に対して謝罪と反省の意思を伝える「説明責任」を求められる。また、奉仕活動などにより再度「コミュニティに積極的に参与すること」を求められ、犯した罪による周囲からのラベリングではなく、治安上も、更生への歩みを建設的に構築することが重視される。さらに自己責任として、「社会性や判断力の発達」を促し市民性を回復することが求められる。

この理念の背後には、人種・移民問題を抱え、再犯率 70%といわれる犯罪の現実があり、仲間あるいはコミュニティのネットワーク力を活かして立ち直りを支援しようという実践的な対処方法が模索されているといえる。(実際傍聴した多くの裁判の被告が厳しい境遇に置かれた移民子弟だったことは、偶然ではなからう。)

2. カリフォルニア・ティーンコート調査

(1) 調査のねらいと方法

このように TC は、裁判と処遇との相互補完的な実践であり、90 年代末の非行厳罰化論争と呼応して、法・教育・福祉の各領域でわが国に紹介され、同時に制度導入の困難さも指摘されてきた (山口 1999 ほか)。

しかし、本来この活動のウリは、①証拠や証言

などに基づいて陪審員への心証を構築するという市民参加型の米国裁判の仕組みを、②非行経験少年とボランティア少年が一緒になって体験するという方法論自体にある。いいかえれば、模擬裁判などと違って、同世代の少年相互が行うプロジェクト型学習の「社会化効果」(脱ラベリング効果)を重視しているのだ。そのため、裁判そのものが不公正にならないように対象や処遇方法を厳格に統制し、その限られた裁量範囲内で、正義を構築する現場、心証を巡る交渉の現場としてのリアルな法廷体験を実践させる仕掛けが用意されている。

筆者は、2009年4月から1年間、カリフォルニア州サンタクルーズおよびオークランド地区において、7回にわたり法廷のディスコースの観察をし、その上でワークショップへの参加、聞き取りなどを行った。

(2) コートおよびワークショップ観察

法廷は、ボランティア少年や被告にとってさえ、「ハレ」の場である。なぜなら、それは事前作業の集大成だからだ。事例が決まると、少年たちの裁判での役割分担や活動が話し合わせ、罪状に関わる証拠や証言を整理して公判のシナリオに擦り合わせていくセンテンスへと進む。この段取りの最後に、処罰内容決定を含む法廷がある。

ある意味で、法廷は筋書き通りに進む。陪審員決定—陳述—証人喚問—被告質疑—陪審員評議(非公開)—判決の順で、30分程である。類似した非行事件でも罰則は時々かなり異なるが、弁護士役をした少年は「陪審員判断は、公平な評議の結果と信頼しています」と語っていた。同様に傍聴や陪審の少年も、想定内なのか、罰則内容の軽重にさほど執着してはいなかった。

事前のワークショップでは、実際のTCで扱われた無免許運転の事例が個人名等を隠して使用された。弁護士は、資料や証言の提示によって陪審員の判決は変化するので、「戦略的な弁論」が必要と説いていた。マニュアルが配布され、情報や証拠の収集法について検察・弁護側に分かれてディスカッションし、また弁論のロールプレイも行われた。

ここでも、罪状の評価が法廷の質疑を通して構築されることが強調された。裁判を単に道徳的な罰則の手続きとみることが少年がやめ、当該非行の事実・意味を確認するためのディベートの場とみて、実践的な判断能力やスキルを獲得することが推奨されていた。

(3) 義務遂行経験少年への聞き取り

盗みで被告となった経験がありながら、オークランドで現在TCのリーダーになっている青年に、参加の動機を聞いてみた。

彼によれば、更生義務(TC傍聴や奉仕活動等)で多様な人種の仲間と出会い、グループ活動の面白さや公正な非行審判への興味などを抱くようになったという。とりわけ、自分が授業エスケープとみなされ理不尽に補導された過去の体験から、被告になった非行少年の話を正確に聞き弁護することに意欲を持つようになった。実際の自己の経験が社会参加活動へのモチベーションとして語られる聞き取りだった。

彼のように同じ学校の友人が被告となって初めてTCに行き、この仕組みの重要性を知った。あるいは、TCに来て高校の枠を越えた多彩な友人相互の絆を感じ、スタッフと話すようになったなど、プラグマティックな社会化の有益さが他の少年からも語られていた。コミュニティのなかで非行と身近に生きる少年たちにとって、「裁判」は生きた教材となっている。

(4) まとめ：比較研究へ向かって

ある社会はその不足や欠点を矯正の課題に見出すのかもしれない。個人主義と見える米国での「裁判スキル」(まず「ノウハウ」から)を活かした実践的で協働的な社会化の試み。ここには、SSTなどにも通じるような、実際の事例を通して活動から学ぶ姿勢が貫かれている。

翻って観察する機会を得てきた日本の少年院教育はどうか。炯々な比較は避けるべきだが、一見統制的な集団主義とみえながら、そこには丁寧なケアリングによる主体形成の仕掛けが埋め込まれている。米国の社会学専攻の学生は、女子少年院のYouTube番組を見て、「深い精神性」(禅のような内面統御)が大切にされていると評していた。

今回は、TCの実践的特質を可能な限り具体的に分析することに力を置くことにしたい。が、合わせて少年院教育との比較研究の展望についても考えてみたいと思う。

<参考文献>

- Butts, J. A. et al 2002 “The Impact of Teen Court on Young Offenders” Urban Institute
 小玉重夫 1998 「学習過程の民主化と自治能力の養成：アメリカ合衆国における犯罪少年処遇の改革(ティーンコート)に着目して」 『慶應義塾大学教職課程センター年報』9
 矢作由美子 2001 「カリフォルニア州アラメダ郡のティーンコート」 『文教大学付属教育研究所紀要』10
 山口直也 1999 『ティーンコート：少年が少年を立ち直らせる裁判』 現代人文社
 拙稿 2010 『困難を抱える青少年』の自立支援に関する比較文化研究に挑む 『子ども社会研究』16
 拙稿 2009 「男子少年院における『成績評価』の役割と機能に関する質的調査研究」 『中央大学・教育学論集』51